

要 求 事 項	回 答
1 来年度から学年ごとに段階的な導入を予定している、小学校全学年の1学級35人以下の確実な実現に向けて、計画的な教員配置・拡充を行うこと。また、中学校においても、実現するよう国に働きかけること。	○ 国は、公立小中学校の少人数学級について、令和3年度に小2を35人とし、その後学年ごとに順次引き下げ、2025年度に小学校全学年で35人学級を実現する方針を固めている。こうした状況を踏まえ、県として、小・中学校全学年の「35人学級」を実施する必要があると考えており、今後も国の動向を注視しながら、教育課題に対応した指導体制の充実に努めたい。
2 小学校においてより充実した教育活動を行うために、教科担任制の導入を見越した専科教員を、計画的に配置・拡充すること。	○ 県教育委員会としては、学級担任が行う授業時間数の縮減に向けて、小学校における英語や理科等の専科教員を加配するなど教科担任制の充実に必要があると考えており、今後とも国の動向を注視しながら、専科指導の充実に努めたい。
3 組織的な教育力を充実させるため、学校の実態に応じた人材の増配置を継続して行うとともに、積極的に市町教育委員会に働きかけること。	○ 学校の教育力が充実するための体制づくりに努めていきたい。
4 配慮の必要な児童生徒への個に応じた指導の充実に向け、通級指導教室の増設および中学校へのさらなる拡充を図るとともに、通級指導担当教員の配置を行うこと。	○ 市町教育委員会と連携しながら、通級指導教室の充実に努めている。
5 若年教員の増加に伴い、結婚等特別な事情がある場合、本人の置かれた状況を勘案した人事異動を行うこと。	○ 人事異動については、本人の事情等も考慮した上で、市町教育委員会の意見を聞きながら、基本方針と基本的な考え方に基づき、任命権者の権限と責任において公平・公正に実施するものである。
6 小豆・島嶼部に関わる人事異動については、本人の意志を最大限に尊重すること。	○ 人事異動については、本人の事情等も考慮した上で、市町教育委員会の意見を聞きながら、基本方針と基本的な考え方に基づき、任命権者の権限と責任において公平・公正に実施するものである。
7 若年教員の増加に伴い、管理面接において各自の勤務地域数と希望している勤務地域について確認するとともに、地域間人事交流経験数を考慮した人事異動とすること。	○ 人事異動については、本人の事情等も考慮した上で、市町教育委員会の意見を聞きながら、基本方針と基本的な考え方に基づき、任命権者の権限と責任において公平・公正に実施するものである。
8 校種間異動については、管理面接等で確認をしっかりと行い、本人の意思を尊重した人事異動とすること。	○ 人事異動については、本人の事情等も考慮した上で、市町教育委員会の意見を聞きながら、基本方針と基本的な考え方に基づき、任命権者の権限と責任において公平・公正に実施するものである。

<p>9 公立学校教員採用選考試験における講師に対する特別選考を継続するとともに、優秀な人材が採用できるよう配慮すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 講師の経験を考慮する観点から、平成 24 年度香川県公立学校教員採用選考試験から講師等を対象とした特別選考を実施している。</li><li>○ 30 歳前後から 40 歳代の層の充実を図るため、令和 2 年度採用の教員採用選考試験から、他県現職を対象とした「秋募集」を実施し、優秀な人材の確保に努めている。引き続き、優秀な人材を確保できるよう努めていきたい。</li></ul>
---	---